

市民タクシー運行事業 利用者運賃改定一覧

資料3-3

No.	自治振興区名	名称	支部・自治会名	地区名	契約タクシー会社	改定前利用者運賃	改定後利用者運賃
1	帝積	帝積市民タクシー	帝積自治振興区	鍛冶屋床・後側	日の出帝積峡タクシー(株)	鍛冶屋床 1100、 後側800	鍛冶屋床 1,300、 後側1,000
2		帝積市民タクシー	帝積自治振興区	鯉野・福田高の甲	日の出帝積峡タクシー(株)	900	1,100
3		帝積市民タクシー	帝積自治振興区	風鴨	日の出帝積峡タクシー(株)	900	1,000
4		帝積市民タクシー	帝積自治振興区	二葉	日の出帝積峡タクシー(株)	900	1,000
5		帝積市民タクシー	帝積自治振興区	宇山西	日の出帝積峡タクシー(株)	700	800

※説明

**利用者運賃**とは、市民タクシー（乗合）に乗車された際に利用者の方が1人当たり支払う額のことです。

今回の利用者運賃の改正は、令和7年11月のタクシー自動認可運賃（**運行料金**）の改定に基づき、タクシー事業者が自治振興区へ協議され運行料金（運行料金は各地区から目的地までの距離が異なることから額が異なります。）が値上げしていることから、利用者が負担する1人当たり利用者運賃についても値上げしたいとするものです。